

制定 平成 18 年 12 月 4 日
改定 平成 20 年 10 月 31 日(い)
改定 平成 26 年 10 月 23 日(ろ)
改定 平成 29 年 7 月 21 日(は)
改定 令和 2 年 12 月 18 日(に)
改定 令和 3 年 12 月 17 日(ほ)

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 会費等規程

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約(以下「規約」という) 第 8 条の規定に基づき、会員から徴収する会費等及び入会金について規定する。

(会費等及び入会金の額)

第 1 条 会費等の額は、次のとおりとする。

(1)企業会員の年会費等は次の表に掲げる従業員数の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 口あたりの額を 1 口以上とする。(に)

従業員数	1 口あたりの額
51 人以上	10 万円
50 人以下	5 万円

(2)団体会員の年会費等は 20 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

(3)学術・教育機関会員の年会費等は 3 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

(4)特別会員の年会費等は無料とする。(に)

(5)賛助会員の年会費等は 3 万円を 1 口とし、1 口以上とする。(に)

2 入会金の額は無料とする。

3 第 1 項の会費に相当する無償の役務提供を申し出る者に対して、その提供される内容が妥当であると総会で認められた場合に限り、当該役務提供によって会費を納入したものとみなす。(い)
(ほ)

(特別会費)

第 2 条 本会の事業を運営するために、追加資金が必要となった場合は、会員に対して必要な負担を求めることができる。その額および納入時期については、総会で決定する。(に)(ほ)

(会費の納入等)

第 3 条 会費等は規約第 47 条に規定する事業年度に応じて年会費等を一括前納するものとする。

ただし、会員等が期の半ばに入会した場合の年会費等については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。

2 前項の月割り換算の方法は、十円単位以下を切り捨てるものとする。

3 年会費等は、事務局からの請求書等通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。
(に)

(規則の変更)

第4条 当規程の改変は総会の議決を経て行う。(に)(ほ)

附則

1. この規程は、本会設立総会のあった日から施行する。
2. 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム設立準備会の設立準備費等を支出済みの会員は、入会金及び設立当初年度分の年会費等を納入したものとみなす。

附則 (い)

1. この改正は、平成20年10月31日から施行する。

附則 (ろ)

1. この改正は、平成26年10月23日から施行する。

附則 (は)

1. この改正は、平成29年7月21日から施行する。

附則 (に)

1. この改正は、令和2年12月18日から施行し、令和2年10月1日に遡及して適用する。

附則 (ほ)

1. この改正は、令和3年12月17日から施行する。